

徳島県規制改革会議委員からのご意見に関する規制等の現状及び今後の対応方針について

資料2

No.	意見	所管	関連法規等	規制等の現状	今後の対応方針
1	簡易宿所の許可を取る場合、台所の設置やトイレの改修など食品衛生法等の規定で費用がかかる面があると思う。お金を掛けずに現状施設で対応できるような仕組みはできないか。	危機管理部	旅館業法 旅館業法施行条例 食品衛生法 食品衛生法施行条例	簡易宿所営業のうち、農林漁業体験民宿については、H17.7.21に厚生労働省から発出された「農林漁業者等による農林漁業体験民宿施設の取扱いについて」に基づき、食品衛生法の飲食店営業許可に係る施設要件を緩和しているが、その他の簡易宿所営業において食事を提供する場合は、営業専用の厨房が必要である。	いわゆる「民泊」についても、国から農林漁業体験民宿と同様の規制緩和についての通知が発出されれば検討したい。
2	農家民宿で広告、宣伝方法として、農家個人がSNSを使って宣伝するのは旅行業法上大丈夫か。	商工労働観光部 農林水産部	旅館業法 旅行業法 徳島県旅館業法施行条例	農家民宿が自ら提供する宿泊サービスの販売等は旅行業に該当しない。 (農家民宿が自ら宿泊者に対して行う農林漁業体験サービスに関する旅行業法上の解釈について(平成15年3月20日国総観旅第256号旅行振興課長通知)) 徳島県農林漁家民宿は、旅館業法上の許可を取得して営業しており、SNSでの広告内容が適正、且つ旅行業法上の許可を必要とするものでない限り問題は無いと考える。	講習会等を通じ、SNSでの広告が不適切にならないよう指導に努める。
3	災害時に、どの企業でどのようなサービスが提供できるかという情報をホームページで提供している。県内で100社程の登録があるが、例えば、そこに受け入れ可能人数を掲載し、災害時に受入れるなど、本システムに登録した企業については、県が避難所として認めるようなことができればいいのではないか。	危機管理部	災害対策基本法 災害対策基本法施行令 災害救助法	避難所については、災害対策基本法第49条の7において、「市町村長」が「政令で定める基準」に適合する「公共施設その他の施設」を指定避難所として指定しなければならない事となっている。 また、災害救助法においては、「都道府県知事」が「災害により被害を受け、現に救助を必要とする者」に対して「救助」を行うこととされており、救助の種類として、第4条に「避難所及び応急仮設住宅の供与」が規定されている。	避難所の指定を受ける場合には、災害対策基本法、同施行令の手続きが必要となるため、市町村担当部署とご相談いただきたい。 一方、南海トラフ巨大地震の発生に備え、応急仮設住宅建設候補地や、みなし仮設住宅を確保することとしており、建物や土地の提供をいただけるのであれば、そうした用途に利用できる可能性がある。
4	災害時に、持病のある方にとって、薬の備蓄は不可欠。小さな集落では避難所が明確に決まっている。避難所には原則薬品の備蓄ができないが、2、3日はどうしても支援が届かないので、そのような避難所だけは必要な薬を備蓄するようにできないか。	保健福祉部	医薬品医療機器法	医薬品は、医療用医薬品と一般用医薬品に分類される。このうち、医療用医薬品について、県又は市町村で備蓄することは可能である。 ただし、使用にあたり、医師・薬剤師の関与が必要なことから、避難所における保管は推奨できない。また、医薬品の種類により、冷所保存や錠剤管理の必要なものもあることから医療機関等において備蓄の方が望ましい。 一般用医薬品については、町と県医薬品配置協議会との協定により避難所に置き薬を配置している事例がある。	避難所に備蓄するかどうかについては、市町村で検討いただくことになる。 県民に対し、災害時に服用中の薬やお薬手帳を非常持ち出し品に加えることについて、今後も啓発に努める。
5	屋外イベント時に試食を提供できない。徳島マラソンの際にも、差し入れを提供できなかったということを聞いた。商品はすごく良い物で、試食をしていただければ、魅力は伝わるはずなのに、発信できない。お客さんに地域の良さを知ってもらいたい機会を逃している。	危機管理部	食品衛生法 食品衛生法施行条例	食品衛生の規制は、危害防止を目的としているため、有償無償を問わず、不特定多数に提供する食品を調理加工する場合は、施設を設け、営業許可を取得する必要がある。 屋外の簡易な施設で調理加工を行う営業については、他の自治体同様、取扱品目を制限しており、次のものは食中毒のリスクが高いため原則禁止している。 (1)生もの(すし、生魚など)、米飯 (2)調理に大量の水が必要となる品目 (3)客に提供する直前に加熱処理しない品目 (4)調理加工が複雑な品目	イベントで不特定多数に試食として提供する場合には営業許可が必要であるため、許可取得に向け、十分に相談対応したい。

No.	意見	所管	関連法規等	規制等の現状	今後の対応方針
6	サンマ祭りを開催した際、サンマを自分で焼いて食べるのはいいが、他人が焼いたものを提供するのには許可できないという規制があった。	危機管理部	食品衛生法 食品衛生法施行条例	屋外の簡易な施設で調理加工を行う営業については、他の自治体同様、取扱品目を制限しており、次のものは食中毒のリスクが高いため原則禁止している。 (1)生もの(すし、生魚など)、米飯 (2)調理に大量の水が必要となる品目 (3)客に提供する直前に加熱処理しない品目 (4)調理加工が複雑な品目 なお、サンマを購入した者が調理・喫食することまでは制限できないが、サンマを販売する行為については、魚介類販売業許可業者に対し適切な温度管理等を行うよう指導している。	焼魚については直前に加熱処理されるため、上水道に直結した手洗い設備等を設置した施設を設けて「臨時的季節的営業許可」を取得した場合には、検討事項としたい。
7	とくしまマルシェ等イベントへの出店について。白いパラソルの下でご飯を炊いて丼を提供するのは出店の都度、許可が必要。そして毎回、費用がかかる。一方、よくある屋台での焼きそばの販売などは同額程度の負担で5年間許可される。そのあたりの違いの根拠が分からない。	危機管理部	食品衛生法 食品衛生法施行条例	屋外の簡易な施設で調理加工を行う営業については、他の自治体同様、取扱品目を制限しており、次のものは食中毒のリスクが高いため原則禁止している。 (1)生もの(すし、生魚など)、米飯 (2)調理に大量の水が必要となる品目 (3)客に提供する直前に加熱処理しない品目 (4)調理加工が複雑な品目	営業場所が限定される臨時的季節的営業については、すでに「飲食店営業許可施設で炊いたご飯を運び、盛りつける行為」を認めるなどの規制緩和を行っている。 移動営業可能な「露店営業」については、許可期間は長い営業の都度衛生の担保がとれないため、他の自治体と同様、取扱品目を制限している。
8	にんじんをパラソルの下でミキサーにかけて、ジュースにして販売することが許可されない。野菜の加工はパラソルの下でなく、屋根、側面、床がある建屋の中でないといけないとのこと。	危機管理部	食品衛生法 食品衛生法施行条例	屋外の簡易な施設で調理加工を行う営業については、他の自治体同様、取扱品目を制限しており、次のものは食中毒のリスクが高いため原則禁止している。 (1)生もの(すし、生魚など)、米飯 (2)調理に大量の水が必要となる品目 (3)客に提供する直前に加熱処理しない品目 (4)調理加工が複雑な品目	生ものであり、加熱処理工程もないため、食中毒菌の制御ができず、衛生上認めることは困難である。
9	イベントで半田そうめんの提供をしようとした際、そうめんをゆでて、暖かいままの提供は可能だが、流水で冷やすと提供できないという規制があった。その際、他県の状況等を説明しても前例がないということで許可されなかった。クリアすべき課題を教えてくださいれば発展的な話になったと思う。	危機管理部	食品衛生法 食品衛生法施行条例	屋外の簡易な施設で調理加工を行う営業については、他の自治体同様、取扱品目を制限しており、次のものは食中毒のリスクが高いため原則禁止している。 (1)生もの(すし、生魚など)、米飯 (2)調理に大量の水が必要となる品目 (3)客に提供する直前に加熱処理しない品目 (4)調理加工が複雑な品目	冷たい麺類については、大量の水を必要とする品目であるため現在は許可していないが、衛生的な処理が可能で食中毒防止ができる施設については、今後の検討事項としたい。
10	第3種旅行者及び地域限定旅行者の取り扱う募集型の企画旅行について、企画の取扱区域が旅行者の営業所がある市町村とそれに隣接する市町村に限定されている。これを全国一律の規制緩和でなく、地域の実情に合わせて弾力的に決められるようにしてほしい。	商工労働観光部	旅行業法	徳島県としては、平成27年5月に、地域限定旅行業の業務範囲の拡大を国に政策提言として行ったが、業務範囲は財産的要件により、消費者保護が図られる範囲に応じて定められたものであるため、消費者保護の観点から考慮することなく、拡大を行うことは困難であるとの回答を得た。 国では着地型観光を促進するための旅行業法の見直しについて検討中。	今後の国の動向を注視してまいりたい。
11	旅行業法の特例で観光圏にあるホテルや旅館は旅行者代理業が認められ、宿が着地型旅行商品を販売できるが、観光圏以外では不可能。その規制を緩和してほしい。 たとえば、県南であれば第3種旅行者や地域限定旅行者がほとんどないので、規制緩和により、地元宿泊施設が着地型旅行商品を販売可能になれば、宿泊客の獲得につながると思う。	商工労働観光部	旅行業法	国は「観光圏」の形成を支援し、国際競争力の高い魅力ある観光地域づくりを推進するため、旅行業法の特例として国土交通大臣の認定を受けた滞在促進地区内の宿泊業者(ホテル・旅館等)が、観光圏内における宿泊者の旅行について、旅行者代理業を営むことができることとしている。	県南の旅行者とも連携を図りながら、宿泊者数増を目指し観光行政に取り組んで参りたい。

No.	意見	所管	関連法規等	規制等の現状	今後の対応方針
12	タクシーの営業については、営業所がある市町村の発着に限られており、発着地のどちらかの市町村に営業所がなければ運航することができない。タクシーは観光の二次交通の面から重要なので規制緩和をしてほしい。	県土整備部	道路運送法	タクシーの運行は、国が定める営業区域を単位としており、発地又は着地のいずれかが区域内で無ければならない。営業区域は、その区域内での需給量を調整する目的で定められ、運賃は区域毎に公定幅が設定されている。平成12年の規制緩和で、従来の市町村単位から複数市町村で構成する交通圏へと拡大された。 <参考> 徳島交通圏：徳島市ほか周辺5町村で構成	インバウンドを推進する中で2次交通の確保は重要であるため、現在の交通圏の設定で支障があるかどうか事業者団体や関係機関と相談した上で、必要があれば国に対して規制緩和等を求めている。
13	米や麦を作っている地域では、お酒を造ってお客様に提供できれば良いと思うが、酒造はハードルが高い。コンパクトな形で地産地消が実施できれば、地域の魅力を伝える良い材料になると思う。	政策創造部	酒税法 構造改革特区法	【酒類の製造に関すること】 ○酒類の製造免許を取得するには酒税法第7条第2項において、種類別に1年あたりの最低製造見込数量を満たさなければならない。 ○構造改革特区制度の適用を受ける地域においては一定要件のもと最低製造制限基準の非適用または基準緩和が図られる。 ○平成20年5月税務署通知により「酒場、料理店等酒類を専ら自己の営業場において飲用に供する業」を営んでいる場合、混和(梅酒等の製造)は認められる。 ※混和が認められない物品 ・米、麦、あわ、とうもろこし、こうりやん、きび、ひえ若しくはでんぷん又はこれらのこうじ ・ぶどう(やまぶどうを含む) ・アミノ酸若しくはその塩類、ビタミン類、核分解物若しくはその塩類、有機酸若しくはその塩類、無機塩類、色素、香料又は酒類のかす ・酒類 【酒類の販売に関すること】 ○酒類の販売業をしようとする場合には、酒税法に基づき、販売場ごとにその販売場の所在地の所轄税務署長から販売業免許を受ける必要がある。 ただし、酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場で飲用に供する業を行う場合には、販売業免許は必要ない。	酒類の製造にあつては、酒税法に基づき、製造免許を受ける必要があり、要件の1つとして、最低製造数量基準が規定されている。 構造改革特別区域に認定されることで農家民宿等経営する農業者が自ら生産する場合、自ら生産した米を原料として特定酒類(いわゆる「どぶろく」)を製造するための免許を申請すれば、最低製造数量基準によらず製造が可能となる。 今後、内容がより具体的になった時点で、対応を判断したい。
14	保育の話に関連して、CCRCの取組が進んでいく中で、保育、看護、介護と一緒にするまちづくりが必要となってくると思う。その際に保育所の設置要件の緩和、例えば資格が無くても、保育ママや高齢者などが子どもの面倒を見ることが可能であればいいのではないか。	県民環境部	児童福祉法 児童福祉法施行条例	児童福祉法により、保育所の設備及び運営については都道府県の条例で基準を定めることとされており、保育所の認可に際しては当該基準に適合する等の必要がある。 条例の基準については、定めるに際して従い又は参酌すべき基準が国において定められており、本県の基準は、国の基準の例によることとした上で、非常災害対策や食育の推進など本県独自の要素を加えている。 条例の基準は最低基準とされ、都道府県はこれを常に向上させるよう努めるものとされている。	本県の条例で定める基準は、基本的に国の基準の例によることとしている。 なお、国において、待機児童の解消に向けた緊急的な取扱いとして、特定の場合に保育士に代えて保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者の活用が可能とされたため、県においても、保育の質を確保しつつ、このような動きに対応していくこととしている。
15	薬の移動販売ができない。これを規制緩和してはどうか。薬に限らず、特に過疎地域などでは必要な話だと思う。	保健福祉部	医薬品医療機器法	一般用医薬品を販売する場合、薬局、店舗販売業、配置販売業の許可のいずれかが必要であり、移動販売はできない。 ただし、配置販売業における「置き薬」や、「特定販売」届出薬局・薬店からインターネット、電話、カタログ注文等により、一般用医薬品を購入することは可能である。	「置き薬」や「特定販売」の制度について、今後も周知に努める。

No.	意見	所管	関連法規等	規制等の現状	今後の対応方針
16	ヘルパー業者に依頼する際に、業者によって買物ツアーの対応可否がある	保健福祉部	介護保険法	訪問介護事業所が行うサービスが介護保険法に基づく保険給付の対象となるかどうかの判断は保険者(市町村)が行うが、その際、一律に判断することなく、必要に応じて介護支援専門員等から情報を得るなどして、個々の利用者の状況等に応じて判断することとされている。(「適切な訪問介護サービスの提供について」(平成21年7月24日厚生労働省老健局振興課事務連絡))	県が一律に判断するのではなく、保険者である市町村が個々の利用者の状況等に応じて判断することが妥当と考える。
17	水田に灌漑用水を引いたら数年間は水田を持ち続けなければいけないという規制がある。その土地に家を新築したいのにその規制のために別の場所を探している。 もしそれが、県外に家を建てて移住となると、人口流出につながるのも、新築の家を建てるなど定住に繋がる場合の緩和措置はとれないか。	農林水産部	農地法 土地改良法 農業振興地域の整備に関する法律	土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業等が施行された区域内の農地で事業完了から8年を経過しないものについては、農業振興地域の整備に関する法律により農振農用地区域内農地から除外ができず、農地法上も原則として農地転用はできない。 なお、徳島県独自の上乗せ規制はしていない。	国の法律の定めによる規制であり、許可権者の判断により規制緩和とできない。 土地改良事業を実施する際には、事前に農地転用の規制が生じることを周知してまいりたい。
18	山林の境界線が不明瞭、また、所有者が不明という問題がある。山林の地籍調査に大きな時間とお金をかけているので、ある程度やってみて分からないところは、所有権の制限、自治体の権限で確定できるような緩和をしたらどうか。	農林水産部	国土調査法	地籍調査作業規程準則の第30条第1項に、「公界である筆界を土地所有者等の確認を得て調査するもの」とあり、土地所有者等の立会が得られない場合、第2項に「文書等(筆界案)を用いて確認を求めることが出来る」とある。 また、土地所有者等の所在が明らかでない場合、第3項に、「筆界を明らかにする『地籍測量図』等の客観的資料が存在する場合には、登記所との協議の上、確認を得ずに調査することが出来る」とあるが、所有者等の所在が明らかでない場合に、筆界を明らかにする客観的資料が存在することは少ない。 また、地籍調査、不動産登記制度のどちらも、国民の権利義務に影響を及ぼす換地のような行政処分には当たらないため、個人の権利を制限することは出来ないことから、現行制度下において自治体による調査の元で筆界を確定することには限界がある。	地籍調査事業は、市町村が事業主体となって実施しているため、市町村と連携し、 ○地籍調査作業規程準則の第30条第3項の適用により筆界を調査するため、出来るだけ多くの筆界に関する資料を収集し、登記所と十分な協議を行い、多様な資料が認められるよう努める ○事業主体に対し、地籍調査によって筆界が明らかにならない場合に筆界を確定する制度として、不動産登記法に基づく筆界特定制度の活用を勧めることにより、山林の地籍調査の推進を図る(申請費用や測量費用の所有者等による負担が必要となる)。
19	建物の立地に関する規制が多く、徳島市内から市外へと企業が移転することがある。	県土整備部	都市計画法 都市計画法施行条例	徳島市は徳島東部都市計画区域に含まれており、集約的都市構造を形成することを目的として、市街化区域と市街化調整区域に区分されている。 このため、市街化調整区域における開発行為は、一定の許可基準を満たすもの以外、原則認められていない。	市街化調整区域内における土地利用の規制緩和として、地方創生や防災減災の観点より、新規工場の立地や、既存工場の拡張、津波災害警戒区域からの移転について、許可基準の緩和を7月中に行う予定。
20	徳島の青石は釉薬にすれば非常に価値があるというが、現在、採取禁止なので規制緩和したらどうか。	県土整備部	河川法 河川法施行条例 砂利採取法	業として青石を採取する場合は、採石法又は砂利採取法による「業の登録」及び「採取計画の認可」の手続きが必要となっている。 なお、河川区域内での採取には、河川法による制限がある。	採石法又は砂利採取法の趣旨に則り、採取の可否について判断したい。 また、河川区域内で採取する場合には、河川法の趣旨に則り、判断したい。
21	県でネーミングライツ事業を勧められていると思うが、県道の電柱広告には規制がある。 市町村、他県などでは認められていて、道路占有料などを徴収している。広告といっても住所、番地等を記載した公共性の高いものもある。収入にもなるし、道案内にもなると思う。	県土整備部	道路法	県管理の道路区域内における電柱への添加広告については、道路法及び国からの通知等の基準を参考に判断しており、原則として許可していない。	路上広告物の乱立は信号機や道路標識の視認性の低下や、通行安全性の阻害、景観上の問題等を招くことから、柱の所有者・管理者の了解を確認した上で、広告の内容や公共性等について個別に検討し、占用可能なものであるか判断していきたい。

No.	意見	所管	関連法規等	規制等の現状	今後の対応方針
22	訪問介護や買い物ツアーなど、短時間ながら路上に駐車することがどうしても必要な場合がある。これについては登録・許可制度の導入や研修の実施などで対応できれば、現場にあった規制緩和になるのではないか。	県警本部	道路交通法 徳島県道路交通法施行細則	駐車禁止等の規制の対象から除く車両については、道路交通法をはじめとする法令等の規定に基づき許可をしている。 現在、訪問看護事業等に使用する車両に対する駐車許可については、駐車場所を受け持つ警察署で申請を受け、審査を行っている。	駐車禁止規制は緊急車両の通行や交通事故防止等を図るために実施しているので、引き続き御理解と御協力をお願いしたい。
23	徳島市のシンボルロード事業を実施した際、歩行者天国のイベントを開催するにあたり、道路を通行止めにした。 ただ、イベントの1カ月前にならないと県警から通行止めの許可が出ず、円滑なイベントの開催・周知に難があった。	県警本部	道路交通法 徳島県道路交通法施行細則 道路法 道路法施行条例	イベント等に伴う道路使用の取扱いについては、 ① 目的 ② 地域住民等との合意形成 ③ 地方公共団体の関与 等を確認し、安全な運用が可能であると判断した場合に許可している。 許可条件を満たしていれば、申請を受けてから7日を標準期間として処理している。	道路使用については、基本的な条件や安全対策等を審査し、許可の可否を判断している。 イベントには、多数の関係者が携わるため、主催者には企画された早い段階からの相談をお願いしたい。